



栃木県公報

平成 27 年
3月31日(火)
第2668号

目 次

告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 285
- 私立学校の廃止認可..... 285
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請..... 286
- 生活保護法による指定介護機関の指定..... 287
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 288
- 道路の区域の変更..... 288
- 道路の供用開始..... 289
- 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域の指定..... 290
- 都市計画の変更及び図書の縦覧..... 290
- 都市計画事業計画の変更認可..... 291

公 告

- 公共測量の終了..... 291
- 同..... 292
- 同..... 292
- 都市計画決定図書の写しの縦覧..... 292
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 293
- 同..... 293
- 都市計画事業の施行..... 293

宇都宮市街地開発組合

- 非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正..... 293

告 示

栃木県告示第百五十七号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第百五十四号）の1部を次のように改正し、平成二十七年年度分の補助金等から適用する。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 直 一

経営管理部の部文書字事課の款幼稚園運営費補助金の項を削る。

栃木県告示第158号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、平成27年3月31日付けで、次のとおり私立学校の廃止を認可した。

平成27年3月31日

栃木県知事 福田 富 一

名 称	所 在 地	設 置 者
みどり幼稚園	宇都宮市西原三丁目2番12号	学校法人岩本学園
みふみ幼稚園	宇都宮市富士見が丘四丁目25番13号	学校法人みふみ学院

山王幼稚園	宇都宮市徳次郎町508番地3	学校法人富屋学園
駒生幼稚園	宇都宮市駒生町3360番36	学校法人青柳学園
八幡台幼稚園	宇都宮市八幡台14番21号	学校法人栃木県神社庁八幡台学園
友愛幼稚園	足利市通五丁目3437番地	学校法人友愛学園
東光寺幼稚園	足利市葉鹿町224番地	学校法人東光寺学園
足利しらゆり幼稚園	足利市田中町943番地11	学校法人足利しらゆり幼稚園
しずわでら幼稚園	栃木市岩舟町静和1151番地4	学校法人しずわでら学園
バンビ幼稚園	栃木市藤岡町大前362番地3	学校法人盛光学園
ふじおか幼稚園	栃木市藤岡町藤岡6466番地7	学校法人しずわでら学園
赤見幼稚園	佐野市赤見町2041番地	学校法人中山学園
洗心幼稚園	佐野市久保町38番地1	学校法人浄泉寺学園
小山西幼稚園	小山市大字下泉488番地3	学校法人小山西学園
せんだん幼稚園	真岡市久下田794番地	学校法人芳全寺学園
にのみや幼稚園	真岡市久下田1751番地	学校法人上野学園
牧が丘幼稚園	真岡市西高間木515番地	学校法人牧が丘学園
黒羽幼稚園	大田原市蜂巢10番地27	学校法人仁平学園
すぎのこ幼稚園	那須塩原市扇町3番30号	学校法人那須学園
虹ヶ丘幼稚園	那須塩原市黒磯6番地38	学校法人つきえ学園
あけぼの幼稚園	那須塩原市上厚崎523番地3	学校法人あけぼの学園
マロニエ幼稚園	那須塩原市埼玉8番地478	学校法人平成学園
黒磯いずみ幼稚園	那須塩原市島方451番地の33	学校法人磯島学園
たから幼稚園	益子町大字益子2936番地1	学校法人観音寺学園
七井幼稚園	益子町大字大沢1456番地2	学校法人青葉学園
茂木愛泉幼稚園	茂木町大字坂井653番地	学校法人小瀬学園
市貝たいよう幼稚園	市貝町大字市塙1096番地	学校法人市貝学園
野木幼稚園	野木町大字友沼字卯ノ木5883番地2	学校法人栄孝学園
二荒山神社附属ふたら幼稚園	日光市中宮祠2478番地1	宗教法人二荒山神社

(文書学事課)

栃木県告示第159号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、同項の規定により当該申請に係る書類を縦覧に供するので、同条第6項の規定により、利害関係を有する者は、平成27年5月14日までに栃木県北環境森林事務所に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成27年3月31日

栃木県知事 福田 富一

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
有限会社吾栄 代表取締役 菊地 孝二

- 神奈川県藤沢市鵜沼藤が谷三丁目4番21号
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
栃木県那須塩原市湯宮字下ノ林17番1外
 - 3 産業廃棄物処理施設の種類
最終処分場（安定型）
 - 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類
 - 5 申請年月日
平成26年7月4日
 - 6 縦覧場所
栃木県環境森林部廃棄物対策課、栃木県北環境森林事務所及び那須塩原市生活環境部環境対策課
 - 7 縦覧期間
平成27年3月31日から同年4月30日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - 8 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
 - 9 意見書の記載事項
 - (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - (4) 産業廃棄物処理施設の設置に関する利害関係の内容
 - (5) 生活環境の保全上の見地からの意見
- （廃棄物対策課）

栃木県告示第160号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月31日

栃木県知事 福田 富 一

1 居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居 宅 介 護 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成27年 3月1日	特定非営利活動法人NPOてとてと	那須烏山市野上759番地2	デイホームはな	塩谷郡高根沢町花岡1374番地3	通所介護

2 介護予防事業者

指 定 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	

平成27年 3月1日	特定非営利活動法 人NPOてとて て	那須烏山市野上 759番地2	デイホームはな	塩谷郡高根沢町花 岡1374番地3	介護予防通所 介護
---------------	--------------------------	-------------------	---------	----------------------	--------------

栃木県告示第161号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成27年 3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成25年 3月31日	小山市民病院	小山市若木町1-1-5
平成26年 5月25日	せきぐち歯科医院	那須塩原市末広町77-3

(保健福祉課)

栃木県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年 3月31日から同年 4月30日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 121号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前	日光市上三依字大面居平38-1から 日光市上三依字一ツ石32-4まで	7.0～26.4	145.0	
	後	日光市上三依字大面居平38-1から 日光市上三依字一ツ石32-4まで	7.0～12.8	145.0	

II

道路の種類 一般国道

路 線 名 294号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前	那須郡那珂川町小川1049-2から 那須郡那珂川町小川1043-2まで	12.9～13.1	180.5	
	後	那須郡那珂川町小川1049-2から 那須郡那珂川町小川1043-2まで	12.9～14.4	180.5	

Ⅲ

道路の種類 一般国道

路線名 352号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	日光市上三依字大面居平38-1から 日光市上三依字一ツ石32-4まで	7.0～26.4	145.0	
	後	日光市上三依字大面居平38-1から 日光市上三依字一ツ石32-4まで	7.0～12.8	145.0	

Ⅳ

道路の種類 一般国道

路線名 400号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	大田原市赤瀬15-9から 大田原市赤瀬16-2まで	16.2～17.9	140.0	
	後	大田原市赤瀬15-9から 大田原市赤瀬16-2まで	16.2～30.8	140.0	

Ⅴ

道路の種類 県道

路線名 一般県道 親園南金丸線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
170	前	大田原市北大和久79-1から 大田原市赤瀬15-10まで	6.5～23.5	1,103.0	
	後A	大田原市北大和久79-1から 大田原市赤瀬15-10まで	12.6～53.3	1,053.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	後B	大田原市北大和久53から 大田原市赤瀬8-1まで	14.0～23.5	180.0	

栃木県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年3月31日から同年4月30日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
35	主要地方道 宇都宮結城線	河内郡上三川町大字石田字北浦1257-1から 河内郡上三川町大字石田字西田1282-2まで	平成27年3月31日

(道路保全課)

栃木県告示第164号

都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例（平成15年栃木県条例第42号）第2条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号の条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第2条第5項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、栃木県県土整備部都市計画課及び栃木県栃木土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成27年 3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	土 地 の 区 域	備 考
下長田地区	下野市下長田の一部	土地の区域は、関係図面に表示する区域をいう。
上台地区	下野市上台の一部	
細谷地区	下野市細谷の一部及び上台の一部	
橋本地区	下野市橋本の一部	
箕輪地区	下野市箕輪の一部	
国分寺地区	下野市国分寺の一部	
川中子（川西）・国分寺（南国分）地区	下野市川中子の一部及び国分寺の一部	
三王山（鯉沼）地区	下野市三王山の一部	
三王山・谷地賀地区	下野市三王山の一部及び谷地賀の一部	
上坪山・下坪山（的場）地区	下野市上坪山の一部及び下坪山の一部	

栃木県告示第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。

平成27年 3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

1 都市計画の種類及び名称

足利佐野都市計画渡良瀬川上流流域下水道（秋山川処理区）

2 都市計画を定める土地の区域

削除する部分

佐野市久保町、相生町、高砂町、万町、伊賀町、本町、大蔵町、大和町、亀井町、金屋下町、金屋仲町、金井上町、大祝町、金吹町、若松町、上台町、七軒町、植野町、植上町、若宮上町、若宮下町、北茂呂町、茂呂山町、犬伏上町、犬伏中町、米山南町、富岡町、浅沼町、栄町、吉水駅前一丁目、吉水駅前二丁目、吉水駅前三丁目、葛生東二丁目及び葛生東三丁目の全部並びに朝日町、大町、大橋町、天明町、天神町、寺中町、植下町、庚申塚町、田島町、赤坂町、船津川町、馬門町、高萩町、越名町、犬伏下町、犬伏新町、関川町、町谷町、伊勢山町、大栗町、西浦町、鐙塚町、黒袴町、堀米町、奈良湖町、免鳥町、小中町、赤見町、石塚町、出流原町、田沼町、小見町、吉水町、新吉水町、栃本町、多田町、山越町、葛生東一丁目、葛生西一丁目、葛生西二丁目、葛生西三丁目、宮下町、築地町、鉢木町、富士見町、嘉多山町、中町、山菅町及び長坂町の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課及び佐野市都市建設部都市計画課

(都市計画課)

栃木県告示第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和46年栃木県告示第1003号足利佐野都市計画下水道事業佐野市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成27年3月31日

栃木県知事 福田 富一

1 施行者の名称

佐野市

2 都市計画事業の種類及び名称

足利佐野都市計画下水道事業佐野市公共下水道

3 事業施行期間

昭和46年11月5日～平成33年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和46年栃木県告示第1003号、昭和53年栃木県告示第327号、昭和53年栃木県告示第1032号、昭和60年栃木県告示第220号、昭和62年栃木県告示第371号、平成元年栃木県告示第461号、平成6年栃木県告示第126号、平成8年栃木県告示第220号、平成10年栃木県告示第196号、平成12年栃木県告示第563号、平成15年栃木県告示第139号、平成17年栃木県告示第278号、平成20年栃木県告示第8号、平成23年栃木県告示第131号、平成26年栃木県告示第303号の事業地に、植下町字下之宮町及び字塩辛町、西浦町字野田及び字新追手、鏡塚町字本郷東及び字東沼、黒袴町字台、字金屋板、字ソリ町、字宮ノ下及び字立山、堀米町字上中田、小中町字鶴ヶ嶋、字町田、字諏訪田、字向田、字宮ノ下、字八軒、字北、字宿、字新屋敷、字小峰及び字新田、赤見町字小峰、字山崎及び字反町、田沼町字根本、字大関、字大西原、字中芝原、字流禮、字田口、字古井戸、字戸叶、字蓼沼内、字二ツ山、字一本榎、字千房地、字稻荷久保、字元屋敷、字町屋、字檜梨、字鳥居本、字神明、字鷲ノ森、字傾城塚、字文珠地、字中道、字能忍地、字山際、字鍛冶内及び字大森、小見町字永町、字深町、字瀬、字稻荷島、字深町、字永町、字清水田及び字瀬、吉水町字杉内、字小堀、字美路川、字興聖寺、字大明神、字観音堂、字寺ノ後、字寺之後、字諏訪、字瀬及び字籠ノ目、新吉水町字粕谷、字天神前、字村西、字馬乗場及び字東明寺、吉水駅前一丁目、吉水駅前二丁目、吉水駅前三丁目、栃本町字三通、字六通及び字五通、多田町字前川原、字折元、字大地、字本町、字倭町、字東町、字砂原、字八龍神、字西川通、字西通、字翠町、字中通、字中原及び字長市、山越町字塚本、字榎本、字中川原、字宮ノ上、字竜谷、字深根、字十二所道上、字十二所道下及び字宮ノ下、葛生東一丁目、葛生東二丁目、葛生東三丁目、葛生西一丁目、葛生西二丁目、葛生西三丁目、宮下町字宮下町及び字山崎、築地町字山崎、字築地、字上白石、字下白石、字上向田、字下向田、字岩ノ入、字富士山下及び字蛭子ヶ入、鉢木町字道祖神、字勢ヶ久保、字川中堂、字堂ノ入、字松ノ内、字片山及び字上川原、富士見町字下天神、字石川原、字下川原、字田中、字槐原及び字田中北、嘉多山町字片山、中町字西川端、字藁和田、字中天神、字枯木、字番場、字中堀、字庚申前、字神ノ前、字神ノ後、字小曾根、字桑原、字上天神並びに字田中前を加え、植下町字大原町、字笠内町及び字間之田町、庚申塚町字壺丁田町、西浦町字五反田及び字追手、鏡塚町字本郷、黒袴町字本郷前、小中町字後口並びに赤見町字下宿地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

(都市整備課)

公 告

○公共測量の終了

平成25年12月6日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宇都宮地方法務局長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業地域
宇都宮市滝の原二丁目、滝の原三丁目、弥生二丁目、宮原四丁目、宮原五丁目
- 3 作業期間
平成25年12月1日から平成27年2月27日まで

○公共測量の終了

平成26年7月4日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、佐野市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（座標補正・数値地形図データ更新）
- 2 作業地域
佐野市
- 3 作業期間
平成26年7月1日から平成27年3月20日まで

○公共測量の終了

平成26年11月18日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、足利市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
足利市県町及び羽刈町
- 3 作業期間
平成26年11月5日から平成27年3月10日まで

（監理課）

○都市計画決定図書の写しの縦覧

野木町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成27年3月31日に決定した、小山栃木都市計画地区計画（野木東工業団地周辺新開山工業地区）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成27年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

野木町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成27年3月31日に変更した、小山栃木都市計画公園の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成27年3月31日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

佐野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成27年3月31日に変更した、足利佐野都市計画下水道の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成27年3月31日

栃木県知事 福田 富一

(都市計画課)

○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成27年3月31日

栃木県知事 福田 富一

1 都市計画事業の種類及び名称

宇都宮都市計画道路事業3・2・101号大通り

2 施行者の名称

栃木県

3 事業所の所在地

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

栃木県宇都宮市駒生町字道路、字挾又、字中道及び字松原地内

(2) 使用の部分

なし

(都市整備課)

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合規則第一号

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宇都宮市街地開発組合長 福田 富一

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（平成十二年宇都宮市街地開発組合規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表次長の項中「二十四万八千円」を「二十五万七千円」に改め、「（昭和二十七年栃木県条例第一号）」を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。